久留米市指定給水装置工事事業者に関する各種届出等のご案内

● 給水装置工事主任技術者の選任・解任(水道法第25条の4第2項及び施行規則第21条) 新規指定工事店の方は、指定の日から必ず14日以内に主任技術者を選任してください。 また、選任していた主任技術者が欠けた場合も、必ず14日以内に新たな主任技術者を選任してください。

変更事項	提出書類等
主任技術者を選任するとき	• 給水装置工事主任技術者選任届出書(様式第3)
	• 選任する主任技術者免状の写し
	• 選任する主任技術者の写真(3cm×3cm、カラー)1枚
主任技術者を解任するとき	• 給水装置工事主任技術者解任届出書(様式第3)
	解任する主任技術者の主任技術者選任届出済証
	(紛失した場合は 給水装置工事主任技術者選任届出済証の紛失
	届を提出)

【お問合せ先】久留米市企業局上下水道部給排水設備課 給水チーム(☎0942-30-8522)